

## 弘前市ホームページ広告ガイドライン

市ホームページに広告を掲載するに当たっては、その表現について、要綱、基準、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を順守しなければならない。

### 1 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動き、又は誤解を与えるおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「×」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与える記号類）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるような誤解を与えるもの）
- (6) GIFアニメーション

### 2 市ホームページとの区別化

閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が弘前市の事業であると錯覚するおそれがある表現を使用してはならない。

- (1) 「弘前市 情報」、「お知らせ」など、市のホームページに掲載することにより、市の事業であると誤認するおそれがあるもの。
- (2) 市役所や市の関連施設を撮影した写真の使用
- (3) 市章（合併前の旧町村のものを含む）及びこれらに似通ったマークの使用
- (4) 市の部課名等を連想させる名称の使用
- (5) 広告の背景の色と市のホームページの背景の色の差がないもの

### 3 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラストの解像度については、適正な処理を行ない、鮮明に見えるようにすること。

### 4 ここに記載のない項目については、上記の方針に添って個別に協議する。